情報公開 実施状況の公表

市では、情報公開制度により、市が保有している情報（市政情報）を市民の皆さんに公開しています。この制度による平成26年度の情報公開請求件数は78件で、請求についての処理状況は表１～３のとおりです。皆さんから公開の請求を受けた市政情報は、小平市情報公開条例の規定により、実施機関が公開・非公開の判断をします。平成26年度の公開請求に対して一部公開となったものもありますが、その理由は市政情報内に個人情報が含まれているためです。

なお、非公開などの処分については、不服申立てができ、決定に際して、実施機関は事前に情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになっています。

問合せ　総務課☎042（346）9580

表１　情報公開・非公開などの処理状況

請求件数	公開	一部公開
78件	46件	30件
非公開	不存在	公開率
0件	2件	100％

※請求件数…公開請求のあった市政情報の件数。
※公開率…（公開＋一部公開）÷（請求件数－不存在）

表２　実施機関別請求状況

実施機関	担当課	請求件数
市長	税務課	1件
	契約管財課	12件
	市民課	10件
	青少年男女平等課	7件
	障害者福祉課	6件
	生活福祉課	8件
	下水道課	1件
	まちづくり課	12件
	都市開発部公共交通担当	3件
	交通対策課	6件
教育委員会	教育庶務課	6件
	図書館	6件
選挙管理委員会	—	0件
監査委員	—	0件
農業委員会	—	0件
固定資産評価審査委員会	—	0件
議会	—	0件
計		78件

※請求件数…公開請求のあった市政情報の件数。

表３　不服申立て

区分	異義申立て	審査請求	計
不服申立て件数	0件	0件	0件

※不服申立て件数…不服申立てのあった市政情報の件数。

個人情報保護制度運用状況の公表

市が保有する皆さんの個人情報（保有個人情報）を保護するため、市では小平市個人情報保護条例を定めています。

この条例に基づき、保有個人情報が本来の目的以外に利用されたり、外部に漏れたりしないように取り扱われています。平成27年3月31日現在の保有個人情報を取り扱う事務の件数は8百37件で、その内容は表１のとおりです。市では、保有個人情報を取り扱う事務を開始したり、その内容を変更したりするときには、公示をし、情報公開・個人情報保護審議会に報告しています。

個人情報保護制度では、誰でも自己の保有個人情報の開示などを実施機関に請求できます。平成26年度の開示請求などの内容は表２～５のとおりです。非開示などの処分については、不服申立てができ、決定に際して、実施機関は事前に情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになっています。

問合せ　総務課☎042（346）9580

表１　保有個人情報取扱事務件数

	取扱事務件数	837件
保有個人情報の記録項目	基本的事項（氏名、住所、年齢など）	825件
	心身の状況（健康状態、病歴など）	183件
	家庭状況など（家族状況など）	225件
	社会生活（職業、学歴など）	380件
	思想信条など	6件
	その他	242件

※単位…事務（事業）の件数。

表２　保有個人情報開示・非開示などの処理状況

請求件数	開示	一部開示
70件	52件	9件
非開示	不存在	開示率
0件	9件	100％

※請求件数…開示請求のあった保有個人情報の件数。
※開示率…（開示＋一部開示）÷（請求件数－不存在）

表３　実施機関別請求状況

実施機関	担当課	請求件数
市長	市民課	22件
	児童課	2件
	青少年男女平等課	2件
	介護福祉課	33件
	障害者福祉課	1件
	生活福祉課	1件
教育委員会	学務課	9件
選挙管理委員会	—	0件
監査委員	—	0件
農業委員会	—	0件
固定資産評価審査委員会	—	0件
議会	—	0件
計		70件

※請求件数…開示請求のあった保有個人情報の件数。

表４　保有個人情報訂正請求の処理状況

請求件数	訂正	非訂正
2件	0件	2件

※請求件数…訂正請求のあった保有個人情報の件数。

表５　不服申立て

区分	異義申立て	審査請求	計
不服申立て件数	1件	0件	1件

※不服申立て件数…不服申立てのあった保有個人情報の件数。

子どもの手当・医療費助成など

児童を養育している方に、手当の支給や医療費の助成（下表）を行っています。受給するには申請が必要です。過去に申請して受けられなかった方でも、受けられる場合があります。手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

※乳幼児医療費助成（㊟）以外は、所得制限があります。

問合せ　子育て支援課☎042（346）9544

子どもの手当・医療費助成

	対象	手当（月額）・助成額
児童手当	15歳到達後最初の３月31日までの児童（中学校を卒業するまでの児童）を養育している方 ※公務員の方は勤務先へお問い合わせください。	１人につき ３歳未満　15,000円 ３歳～小学生 （第１子・第２子）　10,000円 （第３子以降）　15,000円 中学生　10,000円 ※児童を養育している人の所得が制限額を超えている場合は、１人につき月額5,000円。
乳幼児医療費助成（㊟）	市内在住の乳幼児（０歳～小学校入学前）を養育している方	健康保険による自己負担額
義務教育就学児医療費助成（㊟）	市内在住の小・中学生を養育している方	健康保険による自己負担額 ※通院は１回につき上限200円の自己負担あり。 ※入院・調剤などは自己負担なし。
児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳到達後最初の３月31日までの児童を養育している方 ・父母が離婚 ・父または母が死亡または生死不明 ・父または母に１年以上遺棄されている ・父または母が１年以上拘禁されている ・父または母が保護命令を受けている ・父または母に重度の障がいがある ・婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない ※児童扶養手当・ひとり親家庭医療費助成は、児童に一定の障がいがある場合は20歳未満まで。	１人目…42,000円～9,910円（所得に応じて異なる） ２人目…5,000円 ３人目以降…3,000円
児童育成手当（育成手当）		１人につき13,500円
ひとり親家庭医療費助成		健康保険による自己負担額の全部または一部
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ・身体障害者手帳おおむね１～３級程度 ・愛の手帳おおむね１～３度程度 ・上記と同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいがある ※診断書判定により対象外となる場合もあります。	１人につき51,100円 または34,030円 ※月額は障がいの状況により決まります。
児童育成手当（障害手当）	・身体障害者手帳１・２級程度 ・愛の手帳１～３度程度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症	１人につき15,500円
小平市心身障害児福祉手当	・身体障害者手帳１～４級 ・愛の手帳１～４度 ・脳性まひ ・進行性筋萎縮症 ・特殊疾病	１人につき7,750円 または3,800円

※児童が児童福祉施設などに入所している場合は、手当・医療費助成を受けられないことがあります。
※児童育成手当（障害手当）と小平市心身障害児福祉手当の併給はできません。

児童育成手当の申請はお早めに

児童育成手当（育成手当、障害手当）に該当する方で、申請をしていない方は早めに申請をしてください。手当は、申請した月の翌月分から支給の対象となります。

5月申請分から平成26年分の所得で判定します（上表）。新たに該当すると思われる方は、早めに申請をしてください。

※平成26年分合計所得（収入が給与収入のみの場合は、源泉徴収票の給与所得控除後の金額）から社会保険料控除相当額（一律8万円）および医療費控除などの各種控除額を差し引いた額が、所得限度額未満の場合に受けられます。

児童育成手当は、次の児童を扶養している方に支給されます。

育成手当　次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童

▽父母が離婚
▽父または母が死亡
▽父または母が生死不明
▽父または母に1年以上遺棄されている
▽父または母が1年以上拘禁されている
▽婚姻によらないで生まれ、父または母に養育されていない
▽父または母が保護命令を受けている
▽父または母に重度の障がい（身体障害者手帳1・2級程度）
▽身体障害者手帳1・2級程度
▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症
▽愛の手帳1～3度程度

障害手当　次のいずれかに該当する20歳未満の児童

▽身体障害者手帳1・2級程度
▽愛の手帳1～3度程度
▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症

※所得制限があります。また、状況によって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ　子育て支援課☎042（346）9544

平成27年度　児童育成手当所得制限限度額表

扶養者数	所得限度額	給与収入目安
0人	360万4千円	518万円
1人	398万4千円	565万円
2人	436万4千円	613万円
3人	474万4千円	660万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算	

ご利用ください　住宅の耐震診断・改修、ブロック塀改善補助

◆木造住宅の耐震診断費用を補助
対象者　対象住宅を所有する個人
対象住宅　昭和56年5月31日以前に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅で、市が指定する診断機関による耐震診断を実施するもの
補助金額　診断費用の2分の1に相当する額（限度5万円）

◆木造住宅の耐震改修費用を補助
対象者　対象住宅を所有する個人
対象住宅　昭和56年5月31日以前に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅で、耐震基準を満たす耐震改修工事などを実施するもの
補助金額　改修費用の3分の1に相当する額（限度30万円）

◆ブロック塀などの改善費用を補助
対象　次の条件すべてに該当するブロック塀などの撤去・改修
▽撤去…市内の一般の通行に利用されている道路に接していて、基礎部分を除く高さが1㍍以上であり、倒壊のおそれがあると判断されるもの
▽改修…建築基準法に定める技術的基準を満たし、倒壊の防止を十分配慮した安全な塀などに改善すること

補助金額　▽撤去…経費の9割以内（1㍍当たり6千円、1件当たり12万円が限度）
▽改修…経費と1㍍当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内（1件当たり30万円が限度）
※補助を希望する方は、必ず事前にお問い合わせください。

問合せ　防災危機管理課☎042（346）9519

生け垣で緑のまちづくりを

市では、生け垣造りの費用の補助をしています。

対象　敷地の周囲に新たに造る生け垣で、高さ0.8㍍以上、総延長2㍍以上のもの（道路に接する部分は、幅員4㍍以上の道路が対象）

補助金額　▽生け垣造成補助…造成費の9割以内（1㍍当たり1万4千円、1件当たり28万円が限度）
▽ブロック塀などの撤去補助…撤去費の9割以内（1㍍当たり6千円、1件当たり12万円が限度）
※詳しくは、小平市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

申請書類　申請書、現況写真2枚（方向の異なるもの）、造成費見積書の写し

申請方法　工事の着手前に、申請書類を問合せ先へ

問合せ　水と緑と公園課☎042（346）9830

雨水を循環させよう　雨水浸透ますの設置費用を助成

市では、屋根に降った雨水を地下へ浸透させる「雨水浸透ます」（コンクリート製に限る）の設置費用を助成しています。

雨水浸透ますは、雨水を地中に浸透させるので、地球に優しいだけでなく、庭の雨水処理にお困りのお宅にも大変効果的です。

助成金の範囲内で、雨水浸透ます1基程度の設置が可能ですので、ぜひご利用ください。

※助成を受けるには、浸透ますを設置する前に、申請が必要です。

※手続きは、最寄りの指定下水道工事店などにお申し込みください。

問合せ　水と緑と公園課☎042（346）9831

雨水浸透施設のイメージ図

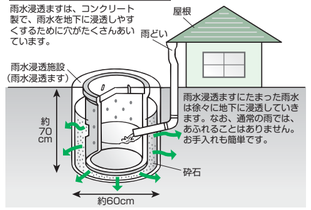

光化学スモッグにご注意を

光化学スモッグは、光化学オキシダントという有害物質が、空気中に雲のように漂う現象です。

これから9月にかけて光化学スモッグが発生しやすくなり、この濃度が高まると、目やのどの痛みなど人体への悪影響が生じる恐れがあります。

◆注意報・警報の発令
光化学スモッグに関する情報は、ホームページで公開されます。また左図のQRコードからメールアドレスを登録すると、発令情報がメールで確認できます。なお、地域選択は「多摩北部」です。

HP検索　東京都環境局

◆発令時の注意事項
▽屋外へ出ることは控える
▽目やのどが痛くなったら、すぐに洗顔・うがいをする

問合せ　環境政策課☎042（346）9536

メール登録 QRコード

都民住宅（東京都施行型）の申込書を配布

東京都全域の都民住宅の空き家入居者を募集します。都民住宅は、中堅所得者向けの賃貸住宅です。所得基準が都営住宅と異なります。

※先着順募集対象住宅は常時受付できるものがあります。

申込書（募集パンフレット）配布
6月1日（月）～10日（水）　午前8時30分～午後5時
▽市民課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所
※土曜・日曜日を除く。ただし、6月6日（土）は午前8時30分から午後0時15分まで市民課で配布します。
▽都庁案内所、東京都住宅供給公社（都営住宅募集センター・各窓口センター）
※土曜・日曜日を除く。ただし、6月6日（土）・7日（日）は午前9時30分から午後5時まで、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターで配布します。

HP検索　JKK
※6月1日（月）の午前9時から10日（水）の午後6時まで、申込書をダウンロードできます。

申込み　6月15日（月）まで（必着）に、申込書を送付

問合せ　東京都住宅供給公社都営住宅募集センター☎03（3498）8894（土曜・日曜日を除く）

第40回　小平市民まつり参加団体を募集

今年で40回目を迎える市民まつりは、10月18日（日）に開催を予定しています。

市民の皆さんが主役となって作りあげるまつりです。今年は参加者として楽しんでみませんか。

募集内容　パレード、舞台演芸、奉仕活動、あかしあ公園内ちびっ子広場での催し

※営利団体は募集していません。

※仲町第2公園への模擬店（販売関係）の募集は、8月下旬の予定です。なお、あかしあ通り沿道へのブースの出店は受け付けていません。

※パレードの参加者はパフォーマンスを披露するなど工夫をお願いします。

申込み　6月5日（金）までに、問合せ先へ（申込み多数の場合は抽選）

問合せ　小平市民まつり実行委員会事務局（市民協働・男女参画推進課内）☎042（346）9532

ワークショップの手法を学ぶ

「参加のデザイン道具箱」実践セミナーです。

ワークショップを動かすための小道具を使い、丸一日の集中講座で具体的な手法を学びませんか。

とき　6月13日（土）　午前10時～午後5時
ところ　小平元気村おがわ東第2会議室
費用　テキスト代5百円
対象　テーマに関心のある市民20人
講師　浅海義治さん（世田谷トラストまちづくり所属）
持ち物　昼食
申込み　6月12日（金）まで（月曜日を除く）に、小平市民活動支援センターあすびあへ（先着順）☎042（348）2104、FAX042（348）2115、✉info@kodaira-shiminkatsudo-ctr.jp

まちで楽しむサードステージ

市内の大学生が連携して実施しているイベント「まちで楽しむ」。彼らが、自分たちの活動を、自分たちの言葉で熱く語ります。地域に関わる取り組みや提案を聞いてみませんか。

とき　5月29日（金）　午後6時～9時
ところ　ルネこだいらレセプションホール
費用　無料
主催　小平市大学連携協議会（こだいらブルーベリーリーグ）

申込み　事前に市民協働・男女参画推進課へ☎042（346）9809

成年後見基礎講座

認知症などにより判断能力が不十分な方をサポートする法定後見制度の利用法を説明します。

とき　6月5日（金）　午後2時～4時
ところ　福祉会館第1集会室
費用　無料
対象　市内在住・在勤・在学の方50人
講師　松原拓郎さん（多摩パブリック法律事務所・弁護士）
主催　小平市社会福祉協議会

申込み　6月4日（木）まで（土曜・日曜日を除く）の午前9時から午後5時までに、権利擁護センターこだいらへ（電話可、先着順）☎042（342）8780

国民健康保険・後期高齢者医療制度　保養施設宿泊料金の一部を助成

市では、国民健康保険（国保）と後期高齢者医療制度に加入している皆さんの保養と健康増進のために、各地の施設（左表）と契約し、宿泊料金の助成を行っています。

1泊2千円（小学生以下は1千円）、1人年間（4月1日～翌年3月31日）2泊までの助成です。

※国民健康保険税（国保税）、後期高齢者医療保険料の滞納があるときは、申請できません。

申請方法　宿泊の予約をしてから、利用日の前日までに、申請窓口へ。

※申請後、利用助成券を交付します。

※予約の際は、小平市の利用助成券を使うことを宿泊先に必ず伝えてください。

持ち物　保険証

申請窓口　▽国保加入者…保険年金課国民健康保険担当
▽後期高齢者医療制度加入者…保険年金課後期高齢者医療担当
※東部・西部出張所でも申請できます。

問合せ　保険年金課国民健康保険担当☎042（346）9529、保険年金課後期高齢者医療担当☎042（346）9538

保養施設の一覧　平成27年4月1日現在

施設名	所在地		電話番号
いかほ秀水園	群馬県	伊香保温泉	0279(72)3210
金太夫	群馬県	伊香保温泉	0279(72)3232
ホテル銀水	群馬県	伊香保温泉	0279(72)3711
湯元四萬舘	群馬県	四万温泉	0279(64)2001
ホテル一井	群馬県	草津温泉	0279(88)0011
草津グリーンパークパレス	群馬県	草津温泉	0279(88)3960
ホテル辰巳館	群馬県	上牧温泉	0278(72)3055
かんぽの宿　大洗	茨城県	大洗町	029(267)3191
かんぽの宿　勝浦	千葉県	勝浦市	0470(76)3011
かんぽの宿　鴨川	千葉県	鴨川市	0470(92)1231
おくたま路	東京都	青梅市	0428(78)9711
かんぽの宿　青梅	東京都	青梅市	0428(23)1171
ホテル南風荘	神奈川県	箱根湯本	0460(85)5505
ニュー・グリーンピア津南	新潟県	津南町	025(765)4611
要害温泉	山梨県	積翠寺温泉	055(253)2611
ホテル不老閣	山梨県	北杜市	0551(45)0311
ホテル神の湯温泉	山梨県	甲斐市	0551(28)5000
くつろぎの邸　くにたち	山梨県	石和温泉	055(263)2311
早川町営宿泊温泉施設ヘルシー美里	山梨県	早川町	0556(48)2621
ヴィラ雨畑	山梨県	早川町	0556(45)2213
足和田ホテル	山梨県	富士河口湖町	0555(82)2321
志賀パレスホテル	長野県	志賀高原ほたる温泉	0269(34)2221
シーサイドいずたが（※）	静岡県	熱海市上多賀	0557(67)2671
伊豆網代温泉　松風苑	静岡県	熱海市下多賀	0557(68)3151
熱海シーサイド・スパ＆リゾート	静岡県	熱海市東海岸町	0557(82)8111

※改修工事のため休館中（平成27年4月1日から3ヶ月程度（予定））。

防災行政無線の新設工事にご理解ご協力を

防災行政無線とは、地震、集中豪雨、ミサイルの着弾などの災害や危機事象が発生した際に、速やかに避難のお知らせや情報を伝えるための重要な無線放送設備（スピーカー）です。

また日頃は、防災行政無線の点検および子どもたちの帰宅時間の目安として、愛のチャイムを毎日放送しています（4月から9月までは午後5時30分、10月から3月までは午後4時30分）。

しかし、東日本大震災時に防災行政無線を放送したところ、多くの市民の皆さんから「聞こえない」、「聞き取りづらい」などのご意見をいただきました。

この状態を改善するため、平成25年度から、防災行政無線の整備を進めています。今年度も、右表のとおり新設工事を行いますので、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

問合せ　防災危機管理課☎042（346）9519

防災行政無線　新設一覧

設置局名称	所在地	設置局名称	所在地
上水本町わんぱく公園	上水本町５－19－１	東京ドリーム新小平駐輪場	小川町２－2002－１
鈴木町そよかぜ公園	鈴木町２－772－195	津田公園	津田町３－39－３
花小金井南中学校	花小金井南町１－９－１	喜平町みどり公園	喜平町２－８－１
あかしあ通り歩道内	学園東町２－７－22付近	寺子屋公園	小川町１－936－５
草花街道公園	回田町102－４	ルネこだいら	美園町１－８－５
恵泉倉庫敷地内	鈴木町１－34－４	東部市民センター	花小金井１－８－１
回田けやき公園	回田町13－１	小川町区画整理記念公園	小川町１－3045
回田のんびり公園	回田町340－７	松見病院	小川東町２－11－１

防災行政無線　移設一覧

現設置局名称	所在地	新設置局名称	所在地
桜上水	上水南町２－１－15	桜上水公園	上水南町２－28－６
小平第十二小学校	小川町１－464	小平第十二小学校	小川町１－464（同一敷地内）
萩山公園管理棟	小川東町４－４－１	萩山公園管理棟	小川東町４－４－１（同一敷地内）